平成２３年（フ）第８６号
茨城県稲敷市高田51番地３高田テラス２号室、前住所茨城県稲敷市浮島8366番地
債務者　濱田　欣次
1　決定年月日時　平成23年７月１日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　亀田　道子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年10月28日午前10時
5　免責意見申述期間　平成23年10月14日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２２年（フ）第５０２号
佐賀県神埼市神埼町尾崎321、住民票上の住所福岡県春日市宝町２丁目18番地３　アクセス春日303号
債務者　田中　裕治（旧姓松浦・井原・平田）
1　決定年月日時　平成23年６月30日午後３時15分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福田　恵巳
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年10月27日午前11時
5　免責意見申述期間　平成23年10月26日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第７６３号
埼玉県川口市上青木３－５－13　Ｂａｎハイツ201、住民票上の住所埼玉県川口市上青木西３丁目６番８号
債務者　伊田恵美子
1　決定年月日時　平成23年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第７８３号
埼玉県川口市領家３丁目17番１－303号　ハイラーク川口
債務者　柿川　昇里
1　決定年月日時　平成23年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第８１８号
埼玉県川口市赤井４丁目29番１号　アカイシティ306号
債務者　那須川七郎
1　決定年月日時　平成23年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第８４２号
埼玉県新座市新座１丁目14番５号　守屋荘203号室
債務者　米川　勝美
1　決定年月日時　平成23年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第８５１号
埼玉県川口市東川口６丁目３番５号　ベルフォーレ壱番館Ｃ302号
債務者　小野田千鶴子
1　決定年月日時　平成23年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第８７２号
埼玉県鴻巣市鎌塚５丁目１番27号、旧住所埼玉県比企郡ときがわ町大字五明1615番地８
債務者　坂口健太郎
1　決定年月日時　平成23年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第９０５号
埼玉県加須市上種足3456番地２
債務者　森　　早苗（旧姓田島）
1　決定年月日時　平成23年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第９２４号
埼玉県朝霞市栄町４丁目６番12号　レーベンハイム和光フィオネージュ1001
債務者　村川　寿里
1　決定年月日時　平成23年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第９２６号
埼玉県朝霞市根岸台７丁目10番16号　アーバンヒルトキワＡ棟
債務者　多田　洋子
1　決定年月日時　平成23年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第９２９号
埼玉県久喜市吉羽２丁目22番地32　折原荘２号室
債務者　竹山　拓都
1　決定年月日時　平成23年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第９６３号
埼玉県蕨市錦町４丁目８番16号　オークハイツ錦201号
債務者　西槇　　聖
1　決定年月日時　平成23年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１０１６号
さいたま市岩槻区大字大野島７番地１
債務者　繪野沢嘉夫
1　決定年月日時　平成23年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１０１７号
さいたま市岩槻区大字大野島７番地１
債務者　繪野沢真弓
1　決定年月日時　平成23年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１０２４号
さいたま市西区三橋５丁目1852番地６
債務者　三上　卓思
1　決定年月日時　平成23年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係